

「造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日
令和元年 11 月 29 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 8 月 30 日一部改正
令和 5 年 6 月 9 日一部改正
令和 6 年 3 月 29 日一部改正
令和 6 年 8 月 5 日一部改正

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省
国土交通省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

（1）「造船・船用工業分野特定技能 1 号試験」又は「技能検定 3 級」（運用方針 3（1）

アの試験区分：運用方針別表 1 a. 試験区分（3（1）ア関係）のとおりに

ア 技能水準及び評価方法（特定技能 1 号）

（技能水準）

当該試験は、造船・船用工業分野における業務について、監督者の指示を理解し的確に業務を遂行又は自らの判断により業務を遂行できる者であることを認定するものであり、この試験の合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

① 「造船・船用工業分野特定技能 1 号試験」

試験言語：日本語

実施主体：一般財団法人日本海事協会

実施方法：学科試験及び実技試験

② 「技能検定 3 級」

試験言語：日本語

実施主体：都道府県（一部事務は都道府県職業能力開発協会）

実施方法：学科試験及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

試験の実施に当たっては、試験実施主体が、旅券その他の送出国の公的機関が発行する写真付書類を提示させて受験者の本人確認を行う方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

（２）「造船・船用工業分野特定技能２号試験」又は「技能検定１級」（運用方針３（２）

アの試験区分：運用方針別表２ a. 試験区分（３（２）ア関係）のとおり）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能２号）

（技能水準）

当該試験の合格及び造船・船用工業において複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を２年以上有すること（注）を要件とする。当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、当該実務経験を確認することで、その者が監督者として業務を遂行できる能力を有すると認められる。

したがって、これらの要件を満たす者については、造船・船用工業における業務について法第２条の３第１項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）において定める熟練した技能を有するものと認める。

（注）令和５年６月９日の運用要領改正の時点で、造船・船用工業分野の１号特定技能外国人として本邦に在留する者（業務区分「溶接」として在留する者を除く。）については、同日以前の期間に関しては、造船・船用工業において複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。

（評価方法）

① 「造船・船用工業分野特定技能２号試験」

試験言語：日本語

実施主体：一般財団法人日本海事協会

実施方法：学科試験及び実技試験

② 「技能検定１級」

試験言語：日本語

実施主体：都道府県（一部事務は都道府県職業能力開発協会）

実施方法：学科試験及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

試験の実施に当たっては、試験実施主体が、旅券その他の送出国の公的機関が発行する写真付書類を提示させて受験者の本人確認を行う方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

（３）国内試験の対象者

「造船・船用工業分野特定技能１号試験」及び「造船・船用工業分野特定技能２号試験」について、国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

2. 日本語能力水準及び評価方法等(特定技能1号)

(1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テストイング（C B T）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

(2) 「日本語能力試験（N4以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 業務上必要な日本語能力水準

上記1(1)のいずれかの試験に合格した者（下記第3の2(1)において、当該試験を免除するとされた者を含む。）については、特定技能1号に係る業務上必要な日本語能力水準を有するものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 造船・舶用工業分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 造船・舶用工業分野の特定技能外国人在留者数（定期的に法務省から国土交通省に提供）
- (2) 有効求人倍率
- (3) 特定技能所属機関、登録支援機関等に対する調査
- (4) 「造船・舶用工業分野特定技能協議会」による特定技能所属機関等からの状況把握
- (5) 関係業界団体へのヒアリング等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 国土交通大臣は、上記 1 に掲げた指標及び動向の変化や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。
また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 上記（1）で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

造船・舶用工業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：資材の運搬、清掃等）に付随的に従事することは差し支えない。また、国土交通省は、別に定めるところにより、当該特定技能外国人が従事する業務が、造船・舶用工業分野に属する技能を要する業務であることの確認を行う。

(1) 1号特定技能外国人

運用方針3（1）アに定める試験区分及び運用方針5（1）アに定める業務区分に従い、上記第1の1（1）のいずれかの試験合格又は下記2（1）の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務

(2) 2号特定技能外国人

運用方針3（2）アに定める試験区分及び運用方針5（1）イに定める業務区分に従い、上記第1の1（2）のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 造船・舶用工業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たすものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号

移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1（1）の試験を免除する。

- （2）職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2（1）及び（2）の試験を免除する。

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

（1）「造船・船用工業分野特定技能協議会」（運用方針5（2）ア及びイ関係）

国土交通省は、造船・船用工業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「造船・船用工業分野特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。

また、特定技能所属機関は以下の事項等について必要な協力を行う。

- ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

（2）国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する協力（運用方針5（2）ウ関係）

特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査等に対し、必要な協力を行う。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

（1）治安上の問題に対する措置

国土交通省は、造船・船用工業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

（2）治安上の問題を把握するための取組

国土交通省は、上記（1）の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

（3）把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記（1）の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

別表（第３の１及び２関係）

a. 業務区分	b. 技能実習２号移行対象職種		c. 技能の根幹となる部分の関連性
	職種	作業	
造船	溶接	手溶接	船舶の建造工程で発生する溶接の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
		半自動溶接	
	塗装	建築塗装	船舶の建造工程で発生する塗装の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
		金属塗装	
		鋼橋塗装	
		噴霧塗装	
	鉄工	構造物鉄工	船舶の建造工程で発生する鉄工の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
	とび	とび	船舶の建造工程で発生するとびの作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
	配管	建築配管	船舶の建造工程で発生する配管の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
		プラント配管	
舶用機械	溶接	手溶接	舶用機械の製造工程で発生する溶接の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
		半自動溶接	
	塗装	建築塗装	舶用機械の製造工程で発生する塗装の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
		金属塗装	
		鋼橋塗装	
		噴霧塗装	
	鉄工	構造物鉄工	舶用機械の製造工程で発生する鉄工の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
	仕上げ	治工具仕上げ	舶用機械の製造工程で発生する仕上げの作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
		金型仕上げ	
		機械組立仕上げ	
	機械加工	普通旋盤	舶用機械の製造工程で発生する機械加工の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
		数値制御旋盤	
		フライス盤	
		マシニングセンタ	
	配管	建築配管	舶用機械の製造工程で発生する配管の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
		プラント配管	

	鑄造	鑄鉄鑄物鑄造 非鉄金属鑄物鑄造	舶用機械の製造工程で発生する鑄造の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
	金属プレス加工	金属プレス	舶用機械の製造工程で発生する金属プレス加工の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
	強化プラスチック成形	手積み積層成形	舶用機械の製造工程で発生する強化プラスチック成形の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
	機械保全	機械系保全	舶用機械の製造工程で発生する機械保全の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
舶用電気電子機器	機械加工	普通旋盤作業 数値制御旋盤 フライス盤 マシニングセンタ	舶用電気電子機器の製造工程で発生する機械加工の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
		電気機器組立て 回転電機組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作	舶用電気電子機器の製造工程で発生する電機機器組立ての作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
	金属プレス加工	金属プレス	舶用電気電子機器の製造工程で発生する金属プレス加工の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
	電子機器組立て	電子機器組立て	舶用電気電子機器の製造工程で発生する電子機器組立ての作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
	プリント配線板製造	プリント配線板設計 プリント配線板製造	舶用電気電子機器の製造工程で発生するプリント配線板製造の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
		配管 建築配管 プラント配管	舶用電気電子機器の製造工程で発生する配管の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
	機械保全	機械系保全	舶用電気電子機器の製造工程で発生する機械保全の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。